

倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業」とは、市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者をいう。ただし、特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業者及び、法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業者については補助対象としない。

2 この要綱において、「就職説明会等」とは、雇われることを希望する個人と雇うことを希望する中小企業が、それを目的にそれぞれで参加し、又は開催する説明、面談、相談等を行うための催し（おおむね5以上の事業者が参加するものに限り、専らオンラインによるものを除く。）をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、市内の中小企業が従業員を正規に雇用することを目的に行う就職説明会等の参加又は開催に要した費用の一部を補助することにより、市内外の学生等に市内の中小企業の魅力が伝わるようにすることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1円以下の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、補助事業を実施する日から起算して14日前までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（以下「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 就職説明会等の概要がわかるもの
- (2) 補助事業者の概要がわかるもの
- (3) 市税を完納されていることについての証明書
- (4) 共同開催者一覧（様式第4号。別表の(2)の補助事業について、複数の者が共同で就職説明会等を開催しようとする場合に限る。）

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各

号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

- (1) 補助金の増額
- (2) 補助金の2割を超える減額

2 第6条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第6号の報告書(以下「実績報告書」という。)による。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第7号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 支払に係る証憑書類等の写し
- (2) その他の事業に係る関係書類

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

(交付額の確定の通知)

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第8号によるものとする。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおそ

の効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
(1) 県外説明会参加事業	中小企業	補助事業者が正規で従業員を雇用するために行う県外の1件の就職説明会等への参加に要する次に掲げる経費 ア 参加費 イ 出展料 ウ その業務に従事する者（一時雇用の者を除く。）の交通費及び宿泊費（倉吉市職員の旅費に関する条例（昭和28年倉吉市条例第32号）の規定による旅費の計算の例により計算した額を限度とする。） エ その他市長が必要と認める経費	2分の1	50,000円
(2) 市内説明会開催事業	中小企業（複数の者が共同で補助事業を実施する場合の当該複数の者を含む。）	補助事業者が正規で従業員を雇用するため市内で開催する1回の就職説明会等（企業見学会を含む。）の開催に要する次に掲げる経費 ア 使用料及び賃借料（会場又は備品（車両を含む。）の借上げに関するものに限る。） イ 委託料（会場の設営又はこれに伴うものに限る。） ウ その他市長が必要と認める経費	2分の1	50,000円に補助事業を実施する事業者（共同で実施する者を含む。）の数を乗じて得た額と200,000円とのいずれか低い額

（備考）

- 1の補助事業者（(2)の補助事業において、共同で当該補助事業を実施する者を含む。）は、(1)と(2)の補助事業のそれぞれについて、補助金の交付を受けることができる。
- 2他の補助金等との併用は、できないものとする。

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

㊟

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

(共同申請の場合は代表事業者のものを記載)

補助金等交付申請書

倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金
- 2 算定基準額（見込み） 円
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書（に準ずる書類）
 - (3) 就職説明会等の概要がわかるもの
 - (4) 補助事業者の概要がわかるもの
 - (5) 市税を完納されていることについての証明書
 - (6) 共同開催者者一覧（別表の(2)の補助事業について、複数の者が共同で就職説明会等を開催しようとする場合に限る。）

様式第2号（第5条関係）

倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金
事業計画書

1 申請事業

- (1) 県外説明会参加事業
 (2) 市内説明会開催事業

2 事業の概要

就職説明会等の概要																	
名称																	
開催場所																	
開催日程	年 月 日 ～ 年 月 日																
主催者																	
後援者等																	
就職説明会等の内容																	
参加（開催）の目的																	
就職説明会等で実施する内容																	
採用予定人数とその内訳	<p>※本就職説明会で対象としている職種等の採用予定人数を記載してください</p> <p>人</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">（</td> <td style="border: none;">大学等新卒予定者</td> <td style="border: none;">人</td> <td style="border: none;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">高校新卒予定者</td> <td style="border: none;">人</td> <td style="border: none;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">一般求職者</td> <td style="border: none;">人</td> <td style="border: none;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">その他（</td> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">） 人</td> </tr> </table>	（	大学等新卒予定者	人			高校新卒予定者	人			一般求職者	人			その他（		） 人
（	大学等新卒予定者	人															
	高校新卒予定者	人															
	一般求職者	人															
	その他（		） 人														
その他																	
参加（開催）経験	<p>過去に同就職説明会等に参加（開催）したことが</p> <p><input type="checkbox"/>ある （ ） 回参加（開催）</p> <p><input type="checkbox"/>ない</p>																

3 暴力団等との関係

- 申請者は、補助金等交付申請書を提出する時点及び補助事業を実施する期間において、(1)暴力団(2)暴力団員(3)暴力団関係者のいずれにも該当しません。

様式第3号（第5条、第9条関係）

倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金
収支予算書（収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	摘要
市補助金				
計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること。）

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	摘要
計				

※摘要欄には、科目ごとの積算を明記すること。（別葉として添付可）

様式第4号（第5条関係）

共同開催者一覧（別表（2）市内説明会開催事業を複数で共同開催する場合）

【代表事業者】

住 所	〒		
事業者名			印
代表者の役職			
代表者の氏名			
担当者所属部署		担当者役職	
担当者氏名		担当者連絡先	

【代表事業者以外の共同開催事業者：事業者数 者】

住 所	〒		
事業者名			印
代表者の役職			
代表者の氏名			
担当者所属部署		担当者役職	
担当者氏名		担当者連絡先	

住 所	〒		
事業者名			印
代表者の役職			
代表者の氏名			
担当者所属部署		担当者役職	
担当者氏名		担当者連絡先	

住 所	〒		
事業者名			印
代表者の役職			
代表者の氏名			
担当者所属部署		担当者役職	
担当者氏名		担当者連絡先	

※参画事業者数が多く、欄が足りない場合は追加（コピー）してください。

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金交付要綱（令和4年7月20日付倉吉市生活産業部長決裁、以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する事業とし、その内容は、年 月 日付けで申請のあった補助金等交付申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、補助金等交付申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、要綱第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあつては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

5 補助規程の遵守・その他の条件

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

参考様式（規則様式第2号（規則第12条関係））

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住所

氏名

㊤

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付倉 第 号で交付決定（内示）のあった倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、倉吉市補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

- 1 補助金等の名称 倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金
- 2 交付決定（内示）額 円
- 3 変更（中止・廃止）後の額 円
- 4 差 引 円
- 5 変更（中止・廃止）の時期 年 月 日
- 6 変更（中止・廃止）の理由 ○○のため。
- 7 添 付 書 類
 - （1）変更（中止・廃止）後の事業計画書
 - （2）変更（中止・廃止）後の収支予算書（に準ずる書類）

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

㊦

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

(共同申請の場合は代表事業者のものを記載)

補助事業等実績報告書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあつた倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金の実績について、倉吉市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金等の名称	倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定(ア)	円	円
実績(イ)	円	円
差引(ウ=ア-イ)	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書（に準ずる書類） 3 支払いに係る証憑書類等の写し 4 その他の事業に係る関係書類	

倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金
事業報告書

1 実施事業

- (1) 県外説明会参加事業
 (2) 市内説明会開催事業

2 事業の実績概要

就職説明会等の概要																	
名称																	
開催場所																	
開催日程	年 月 日 ～ 年 月 日																
主催者																	
後援者等																	
就職説明会等の成果																	
来場者数とその内訳	<p>※(1) 県外説明会参加事業においては小間来場者数、(2) 市内説明会開催事業においては総参加者数</p> <p>人</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(</td> <td style="border: none;">大学等新卒予定者</td> <td style="border: none;">人</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(</td> <td style="border: none;">高校新卒予定者</td> <td style="border: none;">人</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(</td> <td style="border: none;">一般求職者</td> <td style="border: none;">人</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(</td> <td style="border: none;">その他 ()</td> <td style="border: none;">人</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	(大学等新卒予定者	人)	(高校新卒予定者	人)	(一般求職者	人)	(その他 ()	人)
(大学等新卒予定者	人)														
(高校新卒予定者	人)														
(一般求職者	人)														
(その他 ()	人)														
参加(開催)目的の達成度																	
参加(開催)に関する課題																	
今後の取り組み																	

番 号
年 月 日

様

職氏名

倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称 倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金

2 確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 確定交付額 | 金 | 円 |
| (2) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (3) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住所

氏名

㊟

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

補助金等支払請求書

年 月 日付倉 第 号で交付額確定のあつた倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金の支払について、倉吉市補助金等交付規則第20条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金
- 2 交付決定（確定）額 円
- 3 支払請求額 円
- 4 精算払、概算払の別
- 5 添付書類（該当のないものは、取消線その他の方法により削除すること。）
 - （1） 交付額確定通知書（概算払通知書）の写し
 - （2） 補助金等受入額調書
 - （3） その他（ ）

参考様式（規則様式第5号（規則第20条関係））

補助金等受入額調書

補助金の名称	倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金
交付確定額	円
受入済額（受領日）	円（ 年 月 日）
	円（ 年 月 日）
	円（ 年 月 日）
今回支払請求額	円
差引支払未請求額	円